

## 海上武力紛争における交戦資格

### － 法執行機関の船舶、民兵の運航する船舶、無人機の扱い等 －

#### (その1)

はじめに

我が国の安全保障上の脅威の形態として、軍事と非軍事を意図的に曖昧にしつつ、主権を侵害し、自国の一方的な主張を強要するために用いられる、いわゆる「ハイブリッド戦」がある<sup>1</sup>。ハイブリッド戦の共通の定義付けは困難であるが、その様相は、政治目的の達成のため、対象国の脆弱性に合わせて正規軍と非正規兵力、物理的な力により影響を及ぼす手段と非物理的な方法により影響を及ぼす手段を複合的に組み合わせ、同期させて用いることにより相乗効果を発揮させようとする戦闘といえる<sup>2</sup>。そのようなハイブリッド戦は「軍事と非軍事の境界を意図的に曖昧にした現状変更の手法であり、このような手法は、相手方に軍事面にとどまらない複雑な対応を強いることにな」と考えられている<sup>3</sup>。その例として、国籍や国家意思を隠匿した兵力による作戦、サイバー行動 (operation)・攻撃 (attack) による通信・情報設備に対する妨害、インターネットやメディアを通じた偽情報の流布などによる「影響工作」<sup>4</sup>などを複合的に用いた手法がハイブリッド戦に該当すると考えられている<sup>5</sup>。

事例としては、2014年のクリミア危機においてロシアがウクライナに対してクリミア半島を併合するために行った、ロシア正規軍による軍事作戦と国籍を秘匿した武装グループによる隠密作戦の組み合わせをはじめ、攻撃的な欺瞞情報の流布などを含む一連の作戦が挙げられる<sup>6</sup>。

ハイブリッド戦において想定される、海上を作戦行動の場とするビークルは、伝統的な軍艦及び軍用機に加えて、海上民兵の運航する「漁船」、海上法執行機関の政府船舶、無人機などが考えられる。本稿では、海上武力紛争 (海戦) において交戦権 (belligerent rights) を行使できる者、すなわち、戦争行為 (belligerent acts/ acts of war)・敵対行為 (hostilities) に従事すること<sup>7</sup>ができる主体とこれらのビークルの地位について整理してみたい。

## 1 海戦における交戦資格の原則

### (1) 軍艦・軍用機

武力紛争法<sup>8</sup>における敵対行為に直接参加する権利を有する戦闘員は軍隊の構成員であると説明される<sup>9</sup>。しかし、海戦における敵対行為には、武器を使用して軍事目標を攻撃するのみならず、経済戦にあたる商船に対する臨検・搜索、捕獲等も含まれる<sup>10</sup>。また、海洋という陸上と異なる環境もあいまって、交戦権の行使の主眼は、陸上における戦闘の場合に交戦資格を衛生要員及び宗教要員を除く軍隊構成員、すなわち人に付与しているのに対し、海上における戦闘については、主としてビークル（乗物）毎にその地位を判断するという相違がある<sup>11</sup>。

帆船時代等の海戦においては、武器の射程の関係から敵味方の軍艦の間合いが近く、接舷しての斬り込み隊による乗船戦闘が行われた。ジュネーヴ条約でも軍艦内で戦闘が行われる場合の病室の保護について規定されており<sup>12</sup>、船内戦闘が行われることを前提としている<sup>13</sup>。現代においても乗船隊による敵艦艇等への乗船後の船内戦闘が行われる場合も考えられ、そのような場合の交戦資格は、軍隊構成員に付与されることになるが、海上における活動単位の特殊性から海上武力紛争における交戦資格の有無を判断する場合の主な行為主体は各ビークルとすることができる。そして、海上武力紛争において交戦権を行使できるビークルは、軍艦及び軍用機のみであるとされている<sup>14</sup>。したがって、交戦資格を保持する船舶は、伝統的な戦時国際法においては軍艦のみである<sup>15</sup>。軍艦の定義は、「1の国の軍隊に属する船舶であって、当該国の国籍を有するそのような船舶であることを示す外部標識を掲げ、当該国の政府によって正式に任命されてその氏名が軍務に従事する者の適当な名簿またはこれに相当するものに記載されている士官の指揮の下にあり、かつ、正規の軍隊の規律に服する乗組員が配置されているものをいう」（国連海洋法条約29条）とされている<sup>16</sup>。これは、1907年の商船を軍艦に変更することに関する条約（ハーグ第7条約）及び1958年の公海条約を反映しており、国際慣習法として確立していると考えられている<sup>17</sup>。

16世紀頃から19世紀にかけては、私掠船（privateer）の制度があり、私有の船舶が政府の捕獲免許（特許）状の発行を通じて認可を受け私掠船として自国領海又は公海上で敵国の船舶やその積荷の捕獲や攻撃に従事する私掠（privateering）が国際法で認められていた<sup>18</sup>。16世紀後半以降、私掠船による活動は軍艦によるものよりも活発であり、植民地獲得で先行していたスペインに対し英国が、その後の世界で海洋優位を獲得した英国に対してフランスが実施した通商破壊の主力は私掠船であった<sup>19</sup>。また、米国の独立戦争（1775－1783）及び1812年戦争（1812－1815）においても私

掠船が英国に対する通商破壊戦の主力であった<sup>20</sup>。1812年戦争において、数十隻の米海軍の軍艦が約180隻の英国船舶を捕獲したのに対し、200隻以上の私掠船は、1,300隻以上の英国船舶を捕獲している<sup>21</sup>。

しかしながら、1853年に始まるクリミア戦争の終結に伴う1856年のパリ宣言<sup>22</sup>により私掠船は廃止され、1907年に締結された商船を軍艦に変更することに関する条約（ハーグ第7条約）<sup>23</sup>により、商船を軍艦として使用する場合の変更の手続きの要件が定められるに至り、私掠船の廃止は確定的となり、海戦において交戦権を行使できる船舶は軍艦のみであることが確立した<sup>24</sup>。



(写真：防衛省)

次に軍用機については、軍艦の定義と異なり条約上の軍用機の定義は存在しない。条約としての効力はないが、空戦を規律する国際法の参考として有力な1923年のハーグ空戦規則案（The Hague Rules of Air Warfare）<sup>25</sup>では、「交戦権ハ軍用航空機ニ限り之ヲ行使スルコトヲ得（Military aircraft are alone entitled to exercise belligerent rights.）」（13条）としており、我が国海軍省による1937年発刊の『戦時国際法規綱要』では、これを引用して、軍用機は軍艦と同様、いわゆる交戦者として戦闘行為に従事し、また交戦者としての特殊の権利を有するものとするとしている<sup>26</sup>。また、軍用機の定義としては、① 公の航空機であって、かつ、軍用に供され<sup>27</sup>、② 国籍及び軍用である資格を示す外部標識を掲げ<sup>28</sup>、③ 国の軍務に服し、正当に任命され、又は徴集

された者の指揮の下に置かれ<sup>29</sup>、④ その乗員は、航空機から分離した場合においては、遠方から認識できる固着の特殊徽章を有することとされた<sup>30</sup>。人道法国際研究所が主催して作成され 1994 年に採択された「海上武力紛争法サンレモ・マニュアル」によれば、軍用機は、「1 の国の軍隊の指定された部隊によって運航される航空機であって、当該国の軍用標識を有し、軍隊構成員によって指揮され、かつ、正規の軍隊の規律に服する乗員が配置されているものをいう」とされる<sup>31</sup>。

さらに、国際的な専門家グループにより 2009 年に採択された現代における航空作戦及びミサイル戦に適用される国際法について解説した Manual on International Law Applicable to Air and Missile Warfare (AMW Manual)<sup>32</sup>によれば、軍用機の定義は、「1 国の軍隊が運用し、当該国の軍用標識を有し、軍隊構成員が指揮し、正規の軍隊の規律に服するクルーにより管制され、配置され又は予めプログラムを組み入れられているあらゆる航空機」とされている<sup>33</sup>。また、2017 年に改訂された米国のマニュアルである指揮官ハンドブック NWP1-14M も軍用機の定義について、AMW マニュアルを踏襲している<sup>34</sup>。これらは、無人機も包含した概念であるといえることができる。

ここまでみてきたように、海上武力紛争において交戦資格を有するビークルは、伝統的には、軍艦及び軍用機ということになる。そして、技術の発展に伴い、これらには無人機を含むという考え方が存在するが、無人機については、この後、別に検討することとする。

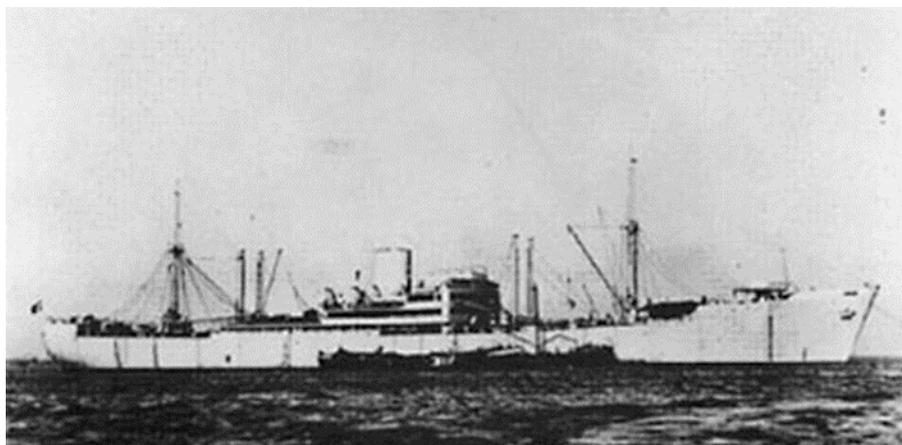


(写真：防衛省)

## (2) 商船の軍艦への変更

前述したように1856年のパリ宣言と1907年のハーグ第7条約により、私掠船が廃止され、商船を軍艦に変更する場合の条件が定められたため、海戦においては軍艦のみが交戦権を行使できる船舶として定着した。そこで、戦時において各国海軍は常備艦隊の不足を補うために商船を私掠船としてではなく、軍艦に変更して用いることが行われた。特に第1次大戦と第2次大戦においては、大規模に行われた<sup>35</sup>。第2次大戦中に我が国で商船を徴用して軍艦に変更した「特設艦船」は、約1,400隻といわれている<sup>36</sup>。ここでいう「商船」とは、海上武力紛争法上、商業的又は私的業務に従事する船舶をいい、軍艦、補助船舶、非商業的業務に従事する政府船舶（税関、警察機関の船舶等）以外の船舶をいう。また、病院船、沿岸救助用舟艇その他の衛生輸送手段も除かれる<sup>37</sup>。したがって、貨物船やタンカーなどの典型的な船舶のみならず、漁船、ヨット等及び商業的業務に従事する政府の船舶も、海上武力紛争法上の「商船」にあたる<sup>38</sup>。

商船を軍艦に変更する場合に必要な条件は、①掲げる国旗の所属国の直接の監督及び責任の下に置かれること<sup>39</sup> ②その国の軍艦の外部徽章を附すこと<sup>40</sup> ③指揮官はその国の正式に任命され艦隊名簿に記載された海軍士官であること<sup>41</sup> ④乗員は軍紀に服すること<sup>42</sup> ⑤戦争の法規慣例を遵守すべきこと<sup>43</sup>、そして、⑥速やかに軍艦への変更を軍艦表中に記入することである<sup>44</sup>。これらは、商船を軍艦に変更する場合の条件を示すものであると同時に、軍艦の定義として慣習国際法に反映されたものである<sup>45</sup>。各国とも戦時においては、この制度を活用しており、我が国をはじめ、ドイツや英国も徴用した商船を特設巡洋艦等として軍艦に変更して用いた<sup>46</sup>。特設巡洋艦については、偵察、哨戒、船団護衛の他、かつての私掠船が担っていた通商破壊の実施が主な任務であった<sup>47</sup>。



(第2次大戦時のドイツ補助(特設)巡洋艦コルモラン(Kormoran) 写真:豪海軍)

なお、商船にあたらぬ補助船舶や非商業的業務に従事する政府船舶を軍艦に変更する場合もこのルールに合致させる必要がある。現代において、軍艦以外の船舶を軍艦に変更した例として、2017年8月に米国の Military Sealift Command に所属する補助船舶の Lewis B. Puller (ESB-3) が前方展開のため、中東の第5艦隊の作戦担任区域 (Area of Responsibility) に入域するにあたり、合衆国海軍の補助船舶に該当する USNS (United States Naval Ship) <sup>48</sup> から合衆国軍艦を意味する USS (United States Ship) <sup>49</sup> に再指定された<sup>50</sup>。その際、艦長には海軍大佐が着任し、軍人の乗員が配置された<sup>51</sup>。補助船舶とは、「軍艦以外の船舶で、1の国の軍隊が所有しまたはその排他的指揮下に置かれ、かつ、当分の間政府の非商業的業務につかしているもの」<sup>52</sup>である。Lewis B. Puller (ESB-3) は、補助船舶であったため交戦権を行使できないので、敵対行為にあたる航空機の作戦運用等ができなかったが、軍艦に変更することにより、柔軟な軍事作戦を遂行することを可能とした<sup>53</sup>。



(USS LEWIS B. PULLER (ESB 3) “conducting airborne mine countermeasure training operations” 米海軍)

### (3) 軍艦の一部

軍艦が搭載する内火艇、RHIB (Rigid-hulled inflatable boat) <sup>54</sup>等のポートはどのように扱われるのか。1937年の『戦時国際法規綱要』によれば、「海戦ノ場合ニ於ケル交戦権ノ行使者」として「軍艦ニ搭載スベキ船艇」を挙げ、「軍艦ニ附属セル船艇ハ、軍艦ノ一部ト看做サルヘシ」としている<sup>55</sup>。すなわち、内火艇やRHIBは、商船に対する臨検等に使用されるが、軍艦に搭載しているそのような小型艇については、軍艦の一部とみなされ、したがって、軍艦の保持する交戦権を行使することが認められる。ただし、交戦権の行使とは異なるが、米軍は、大型の船舶から発出された LCAC (Landing Craft Air Cushioned) やその他の小舟艇は母船の地位とは関係なく軍艦と

同様に主権免除のあるクラフト（craft）であるとしている<sup>56</sup>。



（軍艦の搭載艇は、軍艦の一部とみなされる。 写真：防衛省）

また、艦載の航空機も軍艦の一部とみなす考え方がある。1923年のハーグ空戦規則案によれば、「軍艦（航空母艦ヲ含ム）ニ搭載中ノ航空機ハ軍艦ノ一部ト看做サルヘシ」（41条）としており、航空機についても艦載機の場合は、軍用機であるが、軍艦の一部でもあり、軍艦の地位を共有するということができる<sup>57</sup>。



（艦載機は軍用機であり、また軍艦の一部としての地位も保持する。 写真：防衛省）

（海上自衛隊幹部学校 戦略研究室 佐藤 幸輝）

（本コラムに示された見解は、幹部学校における研究の一環として発表する執筆者個人のものであり、防衛省または海上自衛隊の見解を表すものではありません。）

---

<sup>1</sup> 『平成 31 年度以降における防衛計画の大綱について』（平成 30 年 12 月 18 日国家安全保障会議決定・閣議決定）2 頁。

<sup>2</sup> Multinational Capability Development Campaign project, *MCDC Countering Hybrid Warfare Project: Understanding Hybrid Warfare*, 2017 Jan. p.8.  
[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/647776/dar\\_mcdc\\_hybrid\\_warfare.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/647776/dar_mcdc_hybrid_warfare.pdf); Multinational Capability Development Campaign project, *MCDC Countering Hybrid Warfare Project: Countering Hybrid Warfare*, 2019 Mar. p.13.  
[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/784299/concepts\\_mcdc\\_countering\\_hybrid\\_warfare.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/784299/concepts_mcdc_countering_hybrid_warfare.pdf); Frank G. Hoffman, “Hybrid Warfare and Challenges” *Joint Force Quarterly*, issue 52, 1<sup>st</sup> quarter 2009,  
<https://apps.dtic.mil/dtic/tr/fulltext/u2/a516871.pdf>; ハイブリッド戦の説明に使用される類似した概念として、中国の喬良・王湘穂両大佐が 1999 年に著した「超限戦」がある。喬良、王湘穂『超限戦 21 世紀の「新しい戦争」』坂井臣之助監、劉琦訳、KADOKAWA、2020 年。ハイブリッド戦（Hybrid Warfare）と超限戦（“war beyond limits”：Unrestricted Warfare）についての解説については、次に詳しい。Frank G. Hoffman, “Conflict in the 21st Century: The rise of hybrid wars,” *Potomac Institute for Policy Studies*, 2007,  
[https://www.potomacinstitute.org/images/stories/publications/potomac\\_hybridwar\\_0108.pdf](https://www.potomacinstitute.org/images/stories/publications/potomac_hybridwar_0108.pdf); 石原敬浩「Hybrid Warfare と超限戦—今、『超限戦』を読み直す—」『波涛』通巻第 210 号、2010 年 9 月; 渡部悦和、佐々木孝博『現代戦争論—超「超限戦」これが 21 世紀の戦いだ』ワニ・プラス、2020 年。

<sup>3</sup> 防衛省編『令和 2 年度 防衛白書』2020 年、41 頁。

<sup>4</sup> 「影響工作（Influence Operations）」とは、ロシアの掲げるハイブリッド戦の中核である情報戦に含まれるものであり、「偽情報（Disinformation）」と「害を与える事実に基づいた情報（Mal-information）」を組み合わせ情報操作や世論操作を行うことにより敵対国の世論を分断し、不安定化・弱体化させることを企図しているとされる。そして、「影響工作」は、人間の脳内を支配するという意味で「認知領域」での戦いといえ、中国の『超限戦』にいう「あらゆる領域」に新たに「認知領域」が加わったと説明される。また、中国においても「認知領域」における戦いを指して「制脳戦」という概念が用いられ始めているという。渡部悦和、佐々木孝博『現代戦争論—超「超限戦」これが 21 世紀の戦いだ』299-305 頁。

<sup>5</sup> 防衛省編『令和 2 年度 防衛白書』41 頁。

<sup>6</sup> アナス・フォー・ラムスセン NATO 事務総長は、オバマ米国大統領にロシアがウクライナに対してハイブリッド戦（Hybrid Warfare）を遂行していると述べた。Mark Landler and Michael R. Gordon, “NATO Chief Warns of Duplicity by Putin on Ukraine”, *N.Y. Times*, July 14, 2014,  
<https://www.nytimes.com/2014/07/09/world/europe/nato-chief-warns-of-duplicity-by-putin-on->

---

[ukraine.html](#); ロシアのゲラシモフ参謀総長の考え方をを用いて、ウクライナ危機におけるロシアによるハイブリッド戦について説明している。中野義久「多次元統合防衛力の構築にむけて－1－グレーゾーンの事態への対処を中心に－」『NIDS コメンタリー』第127号、2020年7月7日、1-2頁、<http://www.nids.mod.go.jp/publication/commentary/pdf/commentary127.pdf>; 渡部悦和、佐々木孝博『現代戦争論－超「超限戦」これが21世紀の戦いだ』306-310頁。

<sup>7</sup> "acts of naval warfare"とも説明される。Wolff Heintschel von Heinegg, "The Law of Armed Conflict at Sea," Dieter Fleck ed. *The Handbook of International Law (3<sup>rd</sup> ed.)*, Oxford, 2013, para. 1014, p.475.

<sup>8</sup> 戦時国際法、国際人道法及び戦争法とも呼称し、すべて同様の意義である。

<sup>9</sup> 1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I) 1977年(第1追加議定書)(平成16年条約第12号)、第43条(2)。

<sup>10</sup> Wolff Heintschel von Heinegg, "The Law of Armed Conflict at Sea," Dieter Fleck ed. *The Handbook of International Law (3<sup>rd</sup> ed.)*, para. 1014, p.475.

<sup>11</sup> Robert W. Tucker, "The Law of War and Neutrality at Sea," U.S. Naval War College, *International Law Study*, Vol.50, 1955, p. 38; Natalino Ronsitti, "Naval Warfare", Rudiger Wolfrum ed., *The Max Planck Encyclopedia of Public International Law Vol. VII*, 2012, p.558; Wolff Heintschel von Heinegg, "The Law of Armed Conflict at Sea," Dieter Fleck ed. *The Handbook of International Law (3<sup>rd</sup> ed.)*, para. 1015, p.476.

<sup>12</sup> 海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する1949年8月12日のジュネーブ条約(第2条約) 1949年(ジュネーブ第2条約)(昭和28年条約第24号)、第28条。

<sup>13</sup> ICRC *Commentary of 2017*, Convention (II) for the Amelioration of the Condition of Wounded, Sick and Shipwrecked Members of Armed Forces at Sea, Geneva, 12 August 1949, Article 28: Protection of sick-bays, para. 2223. <https://ihl-databases.icrc.org/applic/ihl/ihl.nsf/Comment.xsp?action=openDocument&documentId=E971448D30ACC11AC1258115003DB516>.

<sup>14</sup> Louise Doswald-Beck ed. *San Remo Manual on International Law Applicable to Armed Conflict at Sea*, Cambridge, 1995, (安保公人、岩本誠吾、真山全訳『海上武力紛争法サンレモ・マニュアル 解説書』竹本正幸監訳、東信堂、1997年) para. 13.21, para.13.24; Georg Schwarzenberger, *International Law as applied by International Courts and Tribunals Vol II, The Law of Armed Conflict*, 1968, p.376.

<sup>15</sup> *San Remo Manual*, para.13.21; Wolff Heintschel von Heinegg, "The Law of Armed Conflict at Sea," Dieter Fleck ed. *The Handbook of International Law (3<sup>rd</sup> ed.)*, para.1015, commentary, pp.476-477; *The Commander's Handbook on the Law of Naval Operations, NWP1-14M*, 2017, 2.2.1 Warship Defined.

<sup>16</sup> *San Remo Manual*, para. 13 (g); *NWP1-14M*, 2017, 2.2.1 Warship Defined.

<sup>17</sup> *San Remo Manual*, para. 13.21.

<sup>18</sup> Hisakazu Fujita, 1856 Paris Declaration Respecting Maritime Law, N. Ronzitti ed. *The Law of*

---

*Naval Warfare, A Collection of Agreements and Documents with Commentaries*, Martinus Nijhoff Publishers, 1988, p.66; David J Bederman, “Privateering,” Rudiger Wolfrum ed., *The Max Planck Encyclopedia of Public International Law Vol. VIII*, 2012, p.475; 青木栄一『シーパワーの世界史①』出版協同社、1982年、114頁。

<sup>19</sup> 青木栄一『シーパワーの世界史①』114-116頁。

<sup>20</sup> 同上、280-282頁。

<sup>21</sup> Timothy S. Good ed. *American Privateers in the War of 1812: The Vessels and Their Prizes as Recorded in Nile’s Weekly register*, 2012, p.11.

<sup>22</sup> 海上法要義ニ関スル宣言、1856年4月16日(明治20年3月24日勅令)

第一 私船ヲ拿捕ノ用ニ供スルハ自今之ヲ廃止スル事。

<sup>23</sup> 商船ヲ軍艦ニ変更スルコトニ関スル条約(1907年のハーグ第7条約)(明治45年条約第7号)。

<sup>24</sup> Hisakazu Fujita, 1856 Paris Declaration Respecting Maritime Law, N. Ronzitti ed. *The Law of Naval Warfare, A Collection of Agreements and Documents with Commentaries*, Martinus Nijhoff Publishers, 1988, p.71; Robert W. Tucker, “The Law of War and Neutrality at Sea,” pp. 40-41.

<sup>25</sup> 一九二三年海牙ニ於テ調印セラレタル空戦法規案、海軍大臣官房『戦時国際法規綱要』1937(昭和12)年(1923年ハーグ空戦規則案)、549-562頁; The Hague Rules of Air Warfare, The Hague, December, 1922-February, 1923.

<sup>26</sup> 『戦時国際法規綱要』、262頁。

<sup>27</sup> 同上、263頁; 1923年ハーグ空戦規則案 第2条。

<sup>28</sup> 『戦時国際法規綱要』264頁; 1923年ハーグ空戦規則案 第10条。

<sup>29</sup> 『戦時国際法規綱要』265頁; 1923年ハーグ空戦規則案 第14条。

<sup>30</sup> 『戦時国際法規綱要』265頁; 1923年ハーグ空戦規則案 第15条。

<sup>31</sup> *San Remo Manual*, para.13 (j).

<sup>32</sup> *Manual on International Law Applicable to Air and Missile Warfare*, Bern, 15 May 2009, Program on Humanitarian Policy and Conflict Research at Harvard University (*AMW Manual*).

<sup>33</sup> *Ibid.*, 1. (x) “Military aircraft” means any aircraft (i) operated by the armed forces of a State; (ii) bearing the military markings of that State; (iii) commanded by a member of the armed forces; and (iv) controlled, manned or preprogrammed by a crew subject to regular armed forces discipline.

<sup>34</sup> *NWPI-14M*, 2.4.1 Military Aircraft Defined.

<sup>35</sup> Gabriella Venturini, “1907 Hague Convention VII Relating to the Conversion of Merchant Ships into Warships,” N. Ronzitti ed. *The Law of Naval Warfare, A Collection of Agreements and Documents with Commentaries*, Martinus Nijhoff Publishers, 1988, p.124.

<sup>36</sup> 特設艦船のほとんどは、民間の商船を徴用したものであるが、一部には、他官庁から移管した船舶、戦利艦艇、新たに海軍が建造したものも含まれる。「海軍」編集委員会『海軍 第11巻 小艦艇 特務艦艇 雑役船 特設艦船』誠文図書、1981年、28-29頁。

<sup>37</sup> *San Remo Manual*, para.13 (i), 13.23. 10

---

<sup>38</sup> Ibid.

<sup>39</sup> 商船ヲ軍艦ニ変更スルコトニ関スル条約（1907年ハーグ第7条約）（明治45年条約第7号）第1条。

<sup>40</sup> 同上、第2条。

<sup>41</sup> 同上、第3条。

<sup>42</sup> 同上、第4条。

<sup>43</sup> 同上、第5条。

<sup>44</sup> 同上、第6条。

<sup>45</sup> Wolff Heintschel von Heinegg, “The Law of Armed Conflict at Sea,” Dieter Fleck ed. *The Handbook of International Law (3<sup>d</sup> ed.)* para. 1005, p.468; Wolff Heintschel von Heinegg, “Warships”, *The Max Planck Encyclopedia of Public International Law Vol. X*, Oxford, 2012, p.800; Yoram Dinstein, *The Conduct of Hostilities under the Law of International Armed Conflict (2<sup>nd</sup> ed.)*, Cambridge, 2010, p.60; 『戦時国際法規綱要』、80頁。

<sup>46</sup> 仮装巡洋艦、補助巡洋艦等の呼称がある。

<sup>47</sup> Robert W. Tucker, “The Law of War and Neutrality at Sea,” p.41; 大内健二『特設巡洋艦 砲艦入門』潮書房光人社、2013年、13-27頁。

<sup>48</sup> *NWP1-14M*, 2.3.2 Military Sealift Command Vessel Status.

<sup>49</sup> *NWP1-14M*, 2.2.1 Warship Defined.

<sup>50</sup> Naval Sea Systems Command, “Expeditionary Transfer Dock (ESD) /Expeditionary Sea Base (ESB)”, Jan 2019 updated, <https://www.navsea.navy.mil/Home/Team-Ships/PEO-Ships/Exp-Transfer-Dock-ESD-Exp-Sea-Base-ESB/>.

<sup>51</sup> Ibid.

<sup>52</sup> *San Remo Manual*, para.13 (h).

<sup>53</sup> Naval Sea Systems Command, “Expeditionary Transfer Dock (ESD) /Expeditionary Sea Base (ESB)”.

<sup>54</sup> 軍艦が搭載する小型の高速ボートで、船体が硬質の素材を使用しており頑丈にできていて、軍艦で編成する乗船隊等が乗組み商船の臨検等に使用される。

<sup>55</sup> 『戦時国際法規綱要』、76頁。

<sup>56</sup> *NWP1-14M*, 2.3.3 Small Craft Status.

<sup>57</sup> C. John Colombos, *The International Law of the Sea 5<sup>th</sup> ed.*, 1962, p.465